

(公印省略)

介護第 0303007 号

令和 2 年 3 月 3 日

指定居宅介護支援事業所等 管理者様

宇佐市介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングへの対応方針について（通知）

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

指定居宅介護支援事業所の運営基準に義務付けられているサービス担当者会議、モニタリングについて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当分の間（本年 3 月末を目的）、宇佐市としての対応方針を下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いいたします。

また、通常通りのサービス担当者会議やモニタリングを実施する場合は、厚生労働省より通知のありました「介護保険最新情報 Vol.769 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」において感染拡大防止のための留意点が示されておりますので、内容をご確認のうえ、ご対応をお願いいたします。

記

1. サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、「やむを得ない理由」に該当するものとし、電話や FAX 等の手段により意見を求めることができるものとし、ただしこの場合においても、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにし、その概要や経緯を記録してください。

2. モニタリング

感染拡大防止の観点から、「特段の事情」に該当するものとし、電話や FAX 等の手段により状況の把握を行い、モニタリングの結果や経緯を記録することで、基準上のモニタリングを実施した取り扱いとします。

担当：介護給付係 久保

電話：0978-27-8149（直通）